

# 身近で信頼される議会へ決意を新たに

## 議会基本条例を制定しました

議会基本条例とは  
町議会がその役割や  
使命を町民に宣言する  
ものです。

議会改革  
特別委員会報告  
村上晴夫委員長

### 議会基本条例 制定を宣言

平成25年3月に特別委員会を設置して、これまでの議会改革の取り組みや委員会での議論、町民説明会などから、今定例会で「国見町議会基本条例」を制定することを決定しました。

### 町民の意見で 改革を決意

地方分権の推進によって、議会の役割が大きくなり、改革が求められています。また、議会アンケートや町民説明会で出された「議員定数や議員報酬を削減すべき」、「定年制を導入すべき」など議会への厳しい意見を真摯に受けとめ、議会改革を着実に進めることを決意しました。

### 地方自治の 確立のために

議会が自ら進んで町民と話す機会を持ち、町民に関心を持ってもらい、身近で

信頼される議会、町民が参加する地方自治にしなければなりません。また、政策形成過程とその執行、評価の論点、争点を町民にわかりやすく説明しなければなりません。

### 自己研鑽と資質 向上が不可欠

このような使命を達成するため、「議会報告会」や「一般会議」、議員間の「自由討議」などを実施し、町民に身近で信頼される議会、透明性のある議会の推進、町長などの執行機関との持続的な緊張の保持、政策立案機能を高め、議員の自己研鑽と資質の向上などに取り組みます。

### 町民に伝え、豊かな まちづくりを実現

議会改革を継続的に進め

ることを町民と約束する「国見町議会基本条例」をここに制定し、町民に身近な存在となり、町民の負託に応える、使命感を持って職務に取り組み、存在感のある議会として、国見町の持続的で豊かなまちづくりに寄与することを宣言します。

以上、特別委員会の報告とします。



改革へ決意表明する村上晴夫議会改革特別委員長(本会議場)

# ? 議会基本条例で何が変わるの

議会（議員）活動の活性化と充実のため、『情報公開』と『町民参加』へ、次の取り組みを行います。

『議会報告会』を開催します

明します。

町民と情報を共有し、議会活動への批判や意見、町政への提言などを聴く貴重な機会にします。

『一般会議』を実施します

る場として、町政の課題を

町内の各種団体などと議会が自由に意見交換する『一般会議』を実施します。

『自由討議』を実施します

執行部との質疑や応答だけでなく結論を出すのではなく、しっかりと議員間で討議し、議員全員の異なる視点で自由に議論し、合意を作り出します。

傍聴者に資料を提供します

議会傍聴者に資料を提供し、わかりやすい議会運営に取り組みます。

会議や委員会を公開します

情報公開の徹底、町民への説明責任をはたすため、できるかぎり会議などを公開します。

政策形成や立案能力の向上

町民などと意見交換や議員研修の充実強化で政策の提案や立案ができるよう能力の向上を図ります。

活動の評価を定数や報酬に反映

議員定数や報酬の見直しは、参考人制度などを活用し、議員活動の評価を町民から聴いて判断します。

継続的に確認し見直します

4年の改選ごとに、この条例の目的が達成されているか確認し、見直します。

町長が逆に質問できます

町長や職員が議員の質問に対して、その趣旨を確認したり、論点・争点を明確にしたりする逆質問ができます。これまでは議員の質問には、その回答しか発言できませんでした。

議長選出で所信を表明

本会議など公開の場で、正副議長の立候補者が議会運営や町政への考えを説明し、町民にその選出過程を明らかにします。

議員が各地区に出向き、直接、町民に議会活動を説

町民が議会活動に参加す



説明会で参加者の質問に答える八島議長(役場仮庁舎)